

令和6年第21回渋谷区教育委員会定例会会議録

- 1 開会日時 令和6年11月7日（木）午前10時00分
- 2 閉会日時 令和6年11月7日（木）午前11時15分
- 3 場 所 渋谷区役所4階教育委員会室
- 4 出席者

（委員）

教育長 伊藤 林太郎

委員 大日方 邦子

委員 田丸 尚稔

委員 平岩 国泰

委員 加藤 良太郎

委員 松本 理寿輝

（事務局職員）

教育委員会事務局次長

教育政策課長

未来の学校担当課長

未来の学校担当課長

学務課長

教育指導課長

教育センター所長

地域学校支援課長

篠原 保男

齋藤 貢司

堀江 崇

岡部 尚徒

横手 麻理

安部 忍

間嶋 健

山口 勝

（書記） 島田 直子 谷口 彩香

- 5 会議の概要 別紙のとおり

議案第 26 号 令和 6 年度渋谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（評価対象 令和 5 年度）について

議案第 27 号 渋谷区立幼稚園の廃止について

議案第 28 号 令和 6 年度一般会計補正予算案に関する意見について

議案第 29 号 渋谷区立幼稚園条例の一部を改正する条例に関する意見について

議案第 30 号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見について

議案第 31 号 渋谷区立学校施設使用条例の一部を改正する条例に関する意見について

報告

(1) 青山キャンパス整備について

[資料 1：青山キャンパス整備について]

その他

(1) 「渋谷区教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務条件に関する条例」及び「幼稚園教育職員の給与に関する条例」について

(2) 市街地再開発事業の認可申請に伴う事業計画の公共施設管理者の同意について

議事運営等

- 令和6年第21回教育委員会定例会を開会
- 議事録署名に加藤委員を指名
- 渋谷区教育委員会会議規則第3条の2に基づき学務課長がオンライン出席

■ 教育長報告要旨

- まず、10月22日に猿樂小学校と鉢山中学校の小中一貫教育校建て替え準備委員会が立ち上がった。今回は第1回目ということで、スケジュール感、整備方針の概略、建て替え敷地の概要、配置計画案について説明した。また、10月31日には千駄谷小学校と原宿外苑中学校の小中一貫教育校建て替え準備委員会が立ち上がった。22日の準備委員会と同様に、スケジュール感などの説明をした。次に、10月19日に臨川幼稚園と千駄谷幼稚園、26日に加計塚小学校、千駄谷小学校、代々木山谷小学校、松濤中学校、渋谷本町学園で運動会が行われた。次に、10月28日から31日までの間、タイ・バンコクに行き、ユネスコ学習都市の国際会議に出席した。生涯学習について、各国でどのような取組が行われているかについて報告があり、私は「未来の学校」の取組などを報告した。最後に、11月2日にくみんの広場が開催された。残念ながら、天候が悪く、パレードは中止となってしまった。予定されていた子供たちの演奏については、学校公開や地域行事など、発表の場を工夫できればと思う。

◆ 議案第26号

令和6年度渋谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（評価対象 令和5年度）について

一◇説明要旨 -----

（※別紙資料に基づき教育政策課長が説明）

- 本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、「渋谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書」について決定し、議会に提出するとともに公表するため、この案を提出するものである。報告書については、9月19日の定例会にて協議いただき、実施状況欄に実績だけでなく、前年に掲載した予定と比較できるよう記載することなどについて意見を頂いた。今年度は既に外部評価の意見を頂いていることなどから、次年度にどのように反映できるか検討する。また、39ページの資料として添付している「渋谷区の特別支援教育」の右上の学校欄にイラストがあったが、頂いた意見を踏まえて削除した。その他は前回と同様の内容となっている。

一◇質疑応答 -----

○なし。

—◇議事結果 —————

○原案どおり可決。

◆議案第 27 号

渋谷区立幼稚園の廃止について

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料に基づき学務課長が説明)

○議案第 27 号「渋谷区立幼稚園の廃止について」説明する。本議案の提出の根拠であるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項に、教育委員会にて決定する事務が規定されており、第 3 号に「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。」と規定されている。この度、渋谷区立本町幼稚園を令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止するため、本議案を提出するものである。まず、廃止の理由について、大きく 3 点ある。1 点目は、園児数が減少傾向にあり、定員を充足できない状況が常態化している中、特に本町幼稚園については、令和 3 年 4 月以降、新入園児が 10 人を下回っている状況であること。2 点目は、「渋谷区立幼稚園の在り方検討会」において、子育て世帯の保護者ニーズとして、就学前教育の更なる質の向上とともに、長時間保育や長期休業期間中の預かり保育、3 歳からの幼稚園教育などを希望する声が多いとの意見があったこと。3 点目は、このような保護者のニーズを踏まえ、令和 7 年 4 月に、渋谷本町学園第二グラウンドに建設中の複合施設「渋谷区本町区民施設」内に、子ども家庭部所管の公私連携幼保連携型認定こども園である、渋谷本町こども園の開設が予定されており、3 歳からの幼稚園機能と 1 歳から 5 歳までの認可保育所としての機能を一体的に行う施設として整備されることが挙げられる。なお、幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人が運営主体となるものであり、本施設は、学校法人渋谷教育学園に決定している。次に、廃止する日は、令和 7 年 3 月 31 日である。最後に、廃止に伴う対応について、本町幼稚園がこれまで担ってきた地域の幼稚園教育機能については、令和 7 年 4 月に開設予定の渋谷本町こども園に引き継ぐことになる。本町幼稚園の現 4 歳児の 5 人のうち、希望する方については、5 歳児クラスとなる令和 7 年 4 月に渋谷本町こども園に転園できるよう対応する。

—◇質疑応答 —————

(松本委員)

○今回、公私連携という部分が重要なポイントだと思うが、どのように行って

いくのか具体的に教えてほしい。

(学務課長)

○公私連携について、区と運営法人である渋谷教育学園で協定を結んでいる。協定の中で、教育委員会と連携して幼児教育を推進していくことや、入園するに当たり、支援が必要な子供や特別な配慮が必要な子供についてもしっかり園で受け入れて必要な教育・保育を提供するようにといったことが明記されている。実際にどのような連携を図っていくかについては、運営が始まって具体的に詰めていく部分もあると思うが、教育委員会においては、近隣の小学校との交流を図っていくことなども協定の中に盛り込んでいるため、運営法人とコミュニケーションを取りながら本町地域だけではなく、区全体の幼児教育を推進できるよう努めていきたいと考えている。

(松本委員)

○所管は子ども家庭部であるが、教育委員会としてどのように連携を図るのが良いか考える必要がある。これから「未来の学校」を進めていくに当たり、幼児教育期から接続させていくことは大変重要な視点である。公立の幼稚園として進めることもありながら、公私連携という部分で新たな挑戦もできるため、教育委員会がどのように関わっていけるかが一つのポイントだと思う。また、計画では幼児教育センターの機能を持たせるといった考えもあったが、進捗について教えてほしい。

(教育指導課長)

○幼児教育の推進については就学前オープンスクールや、架け橋プログラムの推進において、小学校や幼稚園などの教員間での合同研修や交流を進めている。

(教育委員会事務局次長)

○幼児教育センターについて、具体的な検討はまだ進んでいないのが現状である。しかし、今回開設される渋谷本町こども園においては、渋谷教育学園が行ってきた質の高い教育と、渋谷区の公立幼稚園において実践されてきた教育を上手く融合させながら、取組を区内全域に広げていきたいと考えている。

(松本委員)

○是非そのようにしていきたい。積極的に子ども家庭部と連携しながら進めていければと思う。

(教育委員会事務局次長)

○公私連携幼保連携型認定こども園については、法律上の位置付けとして、総合調整権を有する区長が所掌するとされているため、子ども家庭部が所管となっている。しかし、教育委員会がその専門性をもって積極的に関与することが求められているということを意識しながら連携を図っていきたいと思っている。

(平岩委員)

○幼児教育だけでなく、小中学校を含めた教育を渋谷区として研究するような場所があっても良いと思う。

(教育指導課長)

○架け橋プログラムでは、教員と保育士が合同で探究などをテーマに研修を行っている。今後はより一層、合同の研修を進めていきたいと考えている。

――◇議事結果――

○原案どおり可決。

◆議案第28号

令和6年度一般会計補正予算案に関する意見について

――◇説明要旨――

(※別紙資料に基づき未来の学校担当課長が説明)

○議案第28号「令和6年度一般会計補正予算案に関する意見について」説明する。本議案は、11月22日から開催される令和6年第4回区議会定例会に、令和6年度補正予算案が提出されることに伴うものである。資料に基づき説明する。本議案は、令和6年度一般会計補正予算（第4号）案の編成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、この案を提出する。補正予算となる教育関係予算計上見込額は、2億6,100万円である。2ページ目について、本事業は、令和6年度から令和7年度までの2箇年にわたるため、繰越明許を設定している。3ページ目は、本事業の詳細についてである。初めに、「1 補正予算案編成理由」である。『新しい学校づくり』整備方針に基づき、広尾中学校と松濤中学校は、令和7年度から青山キャンパスの使用を予定している。そのため、青山キャンパスの使用開始に当たり必要となる、消耗品及び備品類の購入予算を補正予算として計上する。次に、「2 補正予算案内容」である。本事業経費は、2億6,100万円で、当該金額の全額を繰越明許に設定する。次に、「3 要求概要」である。生徒用の学習机及びイス、特別教室・ラーニング・コモン

ズなどの新構築エリア・職員室等教職員利用諸室のじゅう器の購入を予定している。次に、「4 繰越明許を設定する理由」である。今回のじゅう器などの購入については、予定価格が4,000万円以上の動産の買入に当たるため、渋谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年渋谷区条例第14号)第3条に基づき議会の議決が必要となる。そのため、令和6年第4回渋谷区議会定例会で繰越明許を設定し、予算確保・仮契約締結の上、令和7年第1回渋谷区議会定例会で契約議案を提出する予定である。これにより、青山キャンパス利用開始までに確実に必要な備品などを配備する。最後に、「5 スケジュール(予定)」である。購入契約については令和7年3月、納期については令和7年8月を予定している。

--◇質疑応答 -----

○なし。

--◇議事結果 -----

○原案どおり可決。

◆議案第29号

渋谷区立幼稚園条例の一部を改正する条例に関する意見について

--◇説明要旨 -----

(※別紙資料に基づき学務課長が説明)

○議案第29号「渋谷区立幼稚園条例の一部を改正する条例に関する意見について」説明する。本議案は、11月22日から開催される令和6年第4回区議会定例会に、渋谷区立幼稚園条例の一部を改正する条例が提出されることに伴うものである。条例改正に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、この案を提出する。改正理由は、議案第27号で説明したとおり、渋谷区立本町幼稚園を令和7年3月31日をもって廃止するためである。改正内容は、第1条において、学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第1項の規定に基づき、渋谷区立幼稚園を別表第1のとおり設置すると規定しているため、その別表第1から、「渋谷区立本町幼稚園」を削るものである。

--◇質疑応答 -----

○なし。

--◇議事結果 -----

○原案どおり可決。

◆議案第 30 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
に関する意見について

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○議案第 30 号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見について」説明する。本議案は、11月22日から開催される令和6年第4回区議会定例会に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例が提出されることに伴うものである。条例改正に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、この案を提出する。条例改正の背景であるが、小学校就学後の子を養育する職員の仕事と育児の両立・調和をより一層推進するため、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）に基づく部分休業期間の補完を目的とした休暇（子育て部分休暇）に係る給与上の取扱いについて、令和6年度特別区給与改定第1回団体交渉で妥結されたことを踏まえ、区職員同様、幼稚園教育職員が子育て部分休暇を取得できるよう改正する。改正内容は、第11条において、育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限で対象となる子について、後述する第18条の3についても同じ取扱いとする旨を定める。第18条の3は、今回新設する規定である。第1項では、職員が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当である場合における休暇として、子育て部分休暇を承認する旨を定める。第2項では、子育て部分休暇に関する必要な事項は、人事委員会の承認を得て区教育委員会規則で定める旨を定める。

—◇質疑応答 —————

(平岩委員)

○渋谷区だけでなく、他自治体でも同様の取扱いになるのか。

(教育指導課長)

○特別区の統一交渉の妥結を踏まえた改正であり、特別区人事委員会より準則が23区に送付されていることから、他区でも同様の改正が想定される。

—◇議事結果 —————

○原案どおり可決。

◆議案第 3 1 号

渋谷区立学校施設使用条例の一部を改正する条例に関する意見について

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料に基づき地域学校支援課長が説明)

○議案第 3 1 号「渋谷区立学校施設使用条例の一部を改正する条例に関する意見について」説明する。本議案は、1 1 月 2 2 日から開催される令和 6 年第 4 回区議会定例会に、渋谷区立学校施設使用条例の一部を改正する条例が提出されることに伴うものである。条例改正に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、この案を提出する。改正理由は、学校施設の使用料の額の改定に伴い、条例の一部を改正する必要があるためである。改正内容は、全庁的な施設使用料の見直しに伴い、温水プール使用料を改定するものである。改定額について、個人使用は、改正前は一般が 2 時間で 4 0 0 円だったところ、1 時間で 3 0 0 円に、小中学生が 2 時間で 1 0 0 円だったところ、1 時間で 5 0 円に改正する。使用単位を 1 時間にした理由は、近隣の中野区・杉並区の温水プールが 1 時間単位で料金設定していることや、利用者からも 2 時間は不要で 1 時間で良いという声があったことなど、利用者の使いやすさを考慮したものである。なお、この個人使用は管理上支障のない限り、使用単位の時間を超えて使用を承認することができる。この場合の使用料は、改正前は超過時間 1 時間につき、規定使用料の 2 分の 1 相当額であったが、改正後は規定使用料となる。貸切り使用は、改正前は午前 9 時 3 0 分から 1 1 時 3 0 分まで、午前 1 1 時 4 5 分から午後 1 時 4 5 分までがいずれも 1 1, 8 0 0 円、午後 2 時 1 5 分から 4 時 1 5 分まで、午後 4 時 3 0 分から 6 時 3 0 分までがいずれも 1 4, 7 0 0 円、午後 6 時 4 5 分から 8 時 4 5 分までが 1 7, 6 0 0 円、1 日貸切りが合計の 7 0, 6 0 0 円だったところ、全ての時間帯で 1 7, 7 0 0 円、1 日貸切りが 8 8, 5 0 0 円に改正する。改定率については、施設使用料の急激な増額が、利用者の活動に影響を及ぼすおそれがあることから、上限を現行使用料の 1. 5 倍とする激変緩和措置を講じたものである。施行期日は、令和 7 年 7 月 1 日である。

—◇質疑応答 —————

(田丸委員)

○使用単位の時間については他区を参考にしたとのことだが、使用料については他区と比べて違いはあるのか。

(教育長)

○今までは、施設ごとに様々な考え方で使用料を算定していたが、今後区の施

設については、統一した計算式（原価計算）で算定することになった。ただ、急激な増額にならないように改定率の上限を現行使用料の1.5倍としているため、この使用料になっている。結果として、他区より安い・高いがあるかもしれないが、区の施設の使用料の算定方法を統一するための改正である。

（田丸委員）

○上限の設定もあるため、大きな混乱はないということで理解した。

（加藤委員）

○小中学生の使用料が1時間50円と細かいのが気になる。

（地域学校支援課長）

○今回の温水プール使用料の改定率は1.5倍であり、2時間100円×1.5＝150円となるが、100円未満を切り捨てて2時間100円となり、1時間50円となった。

――◇議事結果――

○原案どおり可決。

◆報告1

青山キャンパス整備について

――◇説明要旨――

（※別紙資料1に基づき未来の学校担当課長が説明）

○青山キャンパス整備について報告する。初めに、「1 施設概要」についてである。場所は、渋谷区神宮前五丁目53番7, 8。構造は、鉄骨造3階建てで、延べ面積は、校舎棟が約10,800㎡、体育館棟が約2,200㎡の合計約13,000㎡である。次に、「2 スケジュール」についてである。工事は令和6年1月から開始し、令和7年7月竣工を予定している。令和7年8月から、広尾中学校と松濤中学校の2校が同時に使用を開始する。次に、「3 図面」についてである。配置図は、建物用途と階層、建物の高さ、だ円形に示したものは地盤面の高さを示している。左上部、校舎の間に正門を計画しており、そこを高さ0mとし、右上部の体育館は3.8m、グラウンドは3.9mになっている。平面図について、1階は、青色で事務エリア、緑色で教室エリア、ピンク色で体育館エリアが示されている。1階は主に管理諸室を配置しており、一部特別支援学級がある。2階は、主に小学校が利用する。普通教室として19教室、特別教室として4教室を配置している。3階は、主に中学校が利用する。普通教室として15教室、特別教室として

5教室を配置している。次に、「4 グラウンドについて」である。面積は1,700㎡で硬式テニスコート2面を確保している。トラックは100mが2コース、50mの直線は4コースである。次に、「5 教室等の設えについて」である。普通教室及び特別支援教室は、児童・生徒が長い時間を過ごすため、木目調の長尺シートを使った温かみのある空間としている。特別教室及び少人数教室は、メリハリを強調するため寒色系に統一し、普通教室とは異なる空間とする。未来共創空間は、3階の中学校エリアに配置する。知的好奇心を刺激しながら、創作活動に夢中になって取り組めるラボのような空間とする。映像制作、プログラミング、音楽作成、デザインなど高性能な設備を活用し、創造性を最大限に発揮しつつ学びに没頭できる学習スペースとしている。ラーニング・コモンズは、書架のほか、じゅう器や設えの異なる3つのエリアを設定し、児童・生徒が主体となった協働的な学習や、探究的な学習などの多様な学びを実現する。職員室は、広尾中学校と松濤中学校が青山キャンパスを共有する機会を最大限に活用するため、フリーアドレスを導入し、働き方改革を進めるとともに、両校間の積極的な交流を促進する。次に、「6 備品について」である。児童・生徒用の学習机及びイスについては、教科書やノートに加え、1人1台のタブレット端末に対応し、一回り大きな机を導入する。また、机・イスは昇降式にすることで、青山キャンパスを利用する小学校から中学校まで対応可能である。

—◇質疑応答 —————

(大日方委員)

○まず中学校2校が使用することだが、平面図について小学校エリアと中学校エリアに分けているのはなぜか。

(未来の学校担当課長)

○令和8年8月から神南小学校が使用するため、低い階層の2階を小学校エリア、高い階層の3階を中学校エリアとし、それぞれ普通教室や特別教室を配置している。

(大日方委員)

○普通教室の大きさはそれぞれ異なるのか。

(未来の学校担当課長)

○大きさは同じである。しかし、中学2、3年生については40人クラスとなるため、ロッカーを廊下に出すなどの工夫は必要だと考えている。

(大日方委員)

○子供の人数や成長によって必要な大きさは変わるので、同じという点は少し気になる。

(未来の学校担当課長)

○青山キャンパスはプレハブの仮設校舎であり、寸法が決まっているため、既存の校舎の教室より大きくすることは難しい。しかし、新しく建て替える校舎については、かなり大きくなる予定である。

(大日方委員)

○タブレット端末に対応し、一回り大きな机を導入するとのことなので、教室の大きさが既存の校舎と同じでも支障がないよう工夫してほしい。

(田丸委員)

○職員室がフリーアドレスというのは挑戦的な取組だと思う。広尾中学校と松濤中学校が一緒になることで、学校を越えて様々な課題を共有できる一方で、学校ごとにルールや活動時間が異なることが考えられる。また、個人情報のセキュリティ面が心配である。

(未来の学校担当課長)

○基本的にはフリーアドレスであるが、両端は学校ごとのスペースになっており、中央に共有スペースを配置する。個人情報のセキュリティ面については、個人情報を保管する専用の部屋を用意しており、施錠ができるようになっている。

(加藤委員)

○教員の働き方改革について、何が焦点になっているのか。

(教育長)

○フリーアドレスの観点から、書類については極力電子化する必要がある。

(教育委員会事務局次長)

○学校においては紙の書類が非常に多く、青山キャンパスにおいては物理的に既存の書類の保管が難しいため、電子化を進める。電子化することで、必要な書類をいつでも取り出すことができ、印刷して配布する時間などが省略できるようになる。これまで学校で行われてきた校務に関する業務を少しずつではあるが、それぞれ効率化することで、トータルとしての業務改善を図る

ことを狙いとしている。

—◇議事結果 —————

○了承する。

◆その他

(1)「渋谷区教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務条件に関する条例」及び「幼稚園教育職員の給与に関する条例」について

—◇説明要旨 —————

(教育政策課長)

○特別区人事委員会勧告を受けて改正される可能性がある、渋谷区教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務条件に関する条例（昭和31年渋谷区条例第20号）及び幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年渋谷区条例第15号）に関して、情報提供をするとともに、今後の手続について説明する。まず、「令和6年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要」より、令和6年10月9日に特別区人事委員会より職員の給与に関する報告及び勧告があり、月例給については、公民格差11,029円（2.89%）を解消するため、初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引き上げることとし、特別給については0.2月引上げの4.85月とし、平均年間給与は約26万7千円の増としている。なお、国においても、人事院は、月例給11,183円（2.76%）、ボーナス0.10月分の引上げ勧告となり、東京都においては、月例給10,595円（2.59%）、特別給は0.2月引上げとしているところである。特別区における改定の実施時期であるが、月例給は令和6年4月1日に遡及して実施し、特別給は条例公布の日としている。そして、この案件は11月22日から始まる令和6年第4回区議会定例会に上程される予定となっている。今後の手続に関しては、幼稚園教育職員の給与に関しては労使交渉の結果、妥結された場合に、また、教育長の給与に関しては、区長ほか教育長の給料等について審議するため設置される渋谷区議員報酬等及び区長等給料等審議会から改定に係る答申がなされた場合に、それぞれ区長から条例改正案について教育委員会への意見聴取が行われ、教育委員会として当該条例案に同意する旨の手続が必要になる。本日の段階では、区長から条例改正案についての意見聴取を求める書類が届いていないため、概要の報告とさせていただき、後日、両方の改正案が区議会に提出される予定となった場合に、「教育委員会は同意する」旨の議決をいただきたい。

—◇質疑応答 —————

(平岩委員)

○期末・勤勉手当は何月に支給されるのか。また、委託業者の給与については、この改定を受けて議論する余地などはあるか。

(教育政策課長)

○職員については、期末・勤勉手当はどちらも6月と12月の年2回支給される。教育長については、期末手当のみである。本件は、特別区の人事委員会の勧告であって、委託業者などの民間企業に反映されるものではない。

(平岩委員)

○委託業者の給与については、どのようなタイミングで議論されるのか。プロポーザルや委託するタイミングで見直すのか。その時の担当の裁量ではなく、統一する必要があると思う。

(教育政策課長)

○区としては、渋谷区公契約条例（平成24年渋谷区条例第32号）において、区が締結する公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働条件を確保している。その他、事業所管においてプロポーザルなどが行われるが、業務委託において必ずしも賃金まで定めているものではない。しかし、見積りの段階で賃金相当分などの内訳を明確にするよう取り組んでおり、今後も、国や都の動向にも注視していく必要があると認識している。

(松本委員)

○委託業者の給与については大事なポイントであると思う。委託料に反映するなど考えても良いと思う。

◆その他

(2) 市街地再開発事業の認可申請に伴う事業計画の公共施設管理者の同意について

—◇説明要旨 —————

(未来の学校担当課長)

○「市街地再開発事業の認可申請に伴う事業計画の公共施設管理者の同意について」説明する。本件の趣旨は、公園通り西地区第一種市街地再開発事業の事業計画のうち、渋谷区立神南小学校の建て替えに係る部分について教育委員会として同意するものである。まず、「1 公共施設管理者の同意とは」についてである。再開発事業の認可申請をしようとする者は、事前に再開発事業を行う範囲の公共施設管理者の同意が必要となる。都市再開発法（昭和44年法律第38号）がその根拠となっており、市街地再開発事業の施行しよ

うとする者は、都道府県知事の認可を受けなければならないこと、事業計画につき、施行地区内にある公共施設の管理者の同意を得なければいけないことが定められている。次に、「2 公共施設管理者」についてである。神南小学校の公共施設管理者は教育委員会である。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条がその根拠となっており、教育委員会の職務権限について定められている。次に、「3 同意申請書について」である。今回、公園通り西地区市街地再開発準備組合から提出された同意申請書に対し、教育委員会が同意をすることになる。続いて、再開発準備組合関係者から提出された同意申請書についてである。今回、同意対象となる公共用地は、渋谷区宇田川町28番21号である。神南小学校の所在地を表しており、教育委員会が同意を求められているのは、神南小学校の敷地内の校舎及びグラウンドなどのハード整備についてのみである。なお、同意対象とならない公共用地として記載されている住所は、本計画の中で広場として整備される区道を指しており、区長部局で公共管理者同意の手続が進められている。再開発施行区域の面積は、約1.4haである。続いて、同意申請書に対して、教育委員会として同意する同意書についてである。同意するに当たり、5点の条件を付している。1点目は、神南小学校の整備にあたっては、区が定めた「渋谷区『新しい学校づくり』整備方針」をはじめとした施設性能の要求水準等を遵守すること。2点目は、「公園通り西地区第一種市街地再開発事業に係る神南小学校建て替え計画等に関する基本協定書」及び覚書の内容を遵守すること。3点目は、「神南二丁目・宇田川町地区計画」に定める広場2号の整備に当たっては、小学校児童の通学の用に供する可能性を踏まえ、その整備計画について教育委員会事務局と十分に協議すること。4点目は、再開発棟の工事中は、建て替え後の小学校の通学の用に供する通路を確保すること。5点目は、同意条件に記載がない疑義や不明な点については、教育委員会事務局と協議することについて記載している。最後に、今後の予定であるが、令和6年第4回区議会定例会にて基本協定書が議決され、準備組合から正式に公共施設管理者同意申請書が提出された後、議決いただきたい。

--◇質疑応答 -----
○なし。

議事終了 閉会

上記記載の記録について相違ないことを認め、ここに署名する。

教育長 伊 藤 林太郎

委 員 加 藤 良太郎